

平成29年6月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成29年6月15日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総務課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企画財政課 長	大 川 豊 文
地域政策課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健康推進課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課 長	荒 木 俊 行
農林水産課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダム対策室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- | | | |
|------|------------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 行政報告 | |
| 第 5 | 総務厚生委員会調査報告 | 総務厚生委員長 |
| 第 6 | 産業建設文教委員会調査報告 | 産業建設文教委員長 |
| 第 7 | 議会活性化調査特別委員会調査報告 | 議会活性化調査特別委員長 |
| 第 8 | 議会広報広聴特別委員会中間報告 | 議会広報広聴特別委員長 |
| 第 9 | 常任委員の選任 | |
| 第 10 | 議会運営委員の選任 | |
| 第 11 | 選挙第 1 号 | 東彼地区保健福祉組合議会議員選挙 |
| 第 12 | 同意第 2 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 13 | 同意第 3 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 14 | 同意第 4 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 15 | 同意第 5 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 16 | 同意第 6 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 17 | 同意第 7 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 18 | 同意第 8 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 19 | 同意第 9 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 20 | 同意第 10 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 21 | 同意第 11 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 22 | 同意第 12 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 23 | 同意第 13 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 24 | 同意第 14 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 第 25 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認（平成 28 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回）） |
| 第 26 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認（平成 28 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 回）） |
| 第 27 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認（平成 28 年度川棚町後期高齢者医療 |

- 特別会計補正予算（第3回）
- 第28 承認第4号 専決処分の承認（平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））
- 第29 承認第5号 専決処分の承認（平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回））
- 第30 承認第6号 専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）
- 第31 承認第7号 専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第32 報告第1号 平成28年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 第33 報告第2号 平成28年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書
- 第34 報告第3号 川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件
- 第35 議案第18号 平成29年度川棚町一般会計補正予算（第1回）
- 第36 議案第19号 平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- 第37 議案第20号 川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第21号 川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第40 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願（東彼民主商工会 会長 戸崎和久）

(1 0 : 0 0)

議 **長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、平成29年6月川棚町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議 **長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小谷龍一郎議員及び高以良壽人議員を指名いたします。

議 **長** 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から6月20日までの6日間とし、特に、休日の18日に会議を開くことを含め決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月20日までの6日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る、4月7日「東彼杵郡町村議会議長会総会」が川棚町で開催をされ、平成29年度の予算及び事業計画を決定をいたしました。主に、県町村議会議長会主催の研修会等への参加、郡内全議員による研修会等の開催と任期満了に伴う役員改選が行われ、会長に川棚町議会議長、副会長に波佐見町議会議長、監事に東彼杵町議会議長を選任いたしました。任期は2年であります。

次に、5月27日に、平成29年度「長崎県西九州自動車道建設促進期成会総会」が、「県北に夢と力を！西九州」をスローガンに佐世保市で開催をされました。

議事に関する事項の承認・決定のあと、伊万里松浦道路、松浦佐々道路、唐津伊万里道路及び伊万里道路の早期完成。次に、佐々 I C から武雄南 I C 間の 4 車線化、特に佐世保中央 I C から佐世保大塔 I C 間の早期 4 車線化など、3 項目の要望を決議をいたしております。

次に、5 月 29 日に「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」、「長崎県空港活性化推進協議会」、「長崎上海航路利用促進協議会」の合同総会が長崎で開催をされました。それぞれの会において議事に関する事項の承認・決定と、特に「長崎新幹線鉄道利用促進協議会」では、1 つ、平成 28 年 3 月 29 日「九州新幹線（西九州ルート）の開業の在り方に係る合意」に基づき、平成 34 年度までの開業に向けて、着実に整備を進め、合意事項の確実な実現を図ること、2 番目に、対面乗換方式を固定しないなど、万全な対応を図ることなど 4 項目の要望を決議をいたしております。

次に、去る、6 月 1 日に「長崎県町村議会議長会臨時総会」が長崎市において開催をされ、任期満了に伴う役員改選を行い、会長に時津町議会議長、副会長に小値賀町並びに川棚町議会議長を選任をいたしました。任期は 2 年間であります。

そのほか、お手元に配布をしておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が 3 月実施分、4 月実施分、5 月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読をお願いいたします。

また、本定例会までに受理した陳情 1 件については、配布にとどめますので、配布済みであります。ご了承をお願いいたします。以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

議 長 次に、日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様おはようございます。本日ここに、平成 29 年川棚町議会 6 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告を 1 件させていただきます。西九州北部地域連携中枢都市圏協議会の発足についてであります。去る、5 月 17 日に、中核地である佐世保市を中心として、県北地域と佐賀県西部地域の自治体が県境を越え

て連携し、行政サービスの向上などに取り組むための連携中枢都市圏の形成を目指す西九州北部地域連携中枢都市圏協議会の初会合が、佐世保市で開催をされましたので、これに出席をしたところであります。この連携中枢都市圏とは、地域において相当規模と中核性を備える圏域において、市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少、少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点形成を目的とするもので、平成26年11月の地方自治法の改正により設けられた新たな広域連携の制度であり、参加自治体には地方交付税などの財政支援が措置されるものであります。この度、平成28年4月に中核市となった佐世保市の呼びかけにより、県北地域から平戸市、松浦市、西海市の3市、佐々町、波佐見町、東彼杵町、新上五島町、小値賀町、川棚町の6町と佐賀県西部地域から伊万里市、武雄市、嬉野市の3市と有田町、合計14の市町の首長が出席をいたしまして、協議会の規約等を定め、協議会会長を佐世保市長とし、正式に発足したところであります。

今後は、この連携中枢都市圏において、本町がどのような事業について連携を行っていくか協議を進め、10月までに連携の枠組について決定を行う予定であり、最終的に連携を行う場合には、町議会において連携協約にかかる決議を得た上で、連携協約を締結する運びとなります。各市町における議決は、協議会事務局から示された予定では、平成30年12月とされておりますが、今後、協議を進めていく上で、節目節目には議会、失礼しました、節目節目には随時町議会にその進捗状況についてご説明、あるいはご報告を行い、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと存じております。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案であります。人事同意案件13件、専決処分による承認案件7件、平成29年度補正予算2件、条例の一部改正3件、その他3件でございます。提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

(10:08)

議 長 次に、日程第5、総務厚生委員会調査報告を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 おはようございます。総務厚生委員会調査報告を行います。閉会中の継続調査で行ってまいりました、地域公共交通システムの現状と課題について、並びに消防行政の現状について調査結果を報告します。調査結果につきましては、町議会会議規則第77条の規定により、すでに議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げまして報告といたします。

平成29年6月2日。川棚町議会議長初手安幸様。総務厚生委員会委員長毛利喜信。委員会調査報告書。本委員会の調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。次ページをお願いします。

総務厚生委員会調査報告。

1. 件名、「地域公共交通システム」の現状と課題について。
2. 期日、平成27年6月25日から平成29年6月2日。
3. 場所、第2・3委員会室等。
4. 審査の経過と概要。

(1) 第1回委員会（平成27年8月20日）出席者：委員全員、議長、事務局書記、企画財政課長、企画調整係長。生きいきタクシー助成制度の運用状況等について、担当課より説明を受けた。

(2) 第2回委員会（平成28年2月23日）出席者：委員全員、議長、事務局長。今後の委員会における調査内容（視察も含む）を協議した。

(3) 第3回委員会（平成28年6月22日）出席者：委員全員、事務局長。視察先について選定・協議を行った。

(4) 第4回委員会（平成28年7月6日）出席者：委員全員、議長、事務局長。視察先への質問内容等を協議した。

(5) 行政視察調査。福岡県小郡市（平成28年8月30日）視察内容については平成28年9月定例会にて報告済みとしています。

(6) 第5回委員会（平成28年10月7日）出席者：委員全員、議長、事務局長。視察内容を検証し、地区総代会との意見交換の開催について協議をした。次ページをお願いします。

委員会での主な意見。

- ・「自治会バス」事業を本町にも導入できないか研究すべきである。

- ・調査した内容を各地区に情報提供したらどうか。

(7) 第6回委員会(平成28年11月29日)出席者:委員全員、議長、事務局書記、総代6名。東部地域振興協議会と「自治会バス」に関する情報提供及び意見交換を行った。

東部地域振興協議会からの主な意見。

- ・地区アンケートや利用方法の検討等、時間も必要で簡単ではない。
- ・事業を実施した場合の具体的な費用や負担金・補助金の金額を示してほしい。
- ・あくまで行政に実施していただきたい。
- ・町行政の方からお願いがないと協議できない。

(8) 第7回委員会(平成29年3月30日)出席者:委員全員、議長、事務局長。東部振興協議会との意見交換の内容を検証し、次回の他地区での意見交換会の開催を協議した。

(9) 第8回委員会(平成29年4月18日)出席者:委員全員、議長、事務局長、書記、総代8名。西部地区総代会と「自治会バス」に関する情報提供及び意見交換を行った。

西部地区総代会からの主な意見。

- ・実際に利用者がいるのか地区内で調査をしてみたい。
- ・費用や負担金など具体的な数字が知りたい。
- ・生きいきタクシーは利便性が悪い。本当の意味での交通弱者にスポットをあてるべきで良い事業だと思う。
- ・良い情報をいただいたので、地域内でも話題にしたい。

(10) 第9回委員会(平成29年5月23日)出席者:委員全員、議長、事務局長。西部地区総代会との意見交換の内容を検証し、委員会調査報告書の内容について協議した。

(11) 第10回委員会(平成29年6月2日)出席者:委員全員、事務局長。委員会調査報告書を作成した。

5. まとめと意見。

地域公共交通に関して、全10回の委員会と小郡市への視察調査を行った。地域公共交通を補うものとして「生きいきタクシー」助成制度を展開されているが、懸案事項であった地域間格差の解消、本当の意味での交通弱者

の救済は未だ解決されていない。コミュニティバスや乗合タクシーなど他種の研究も行ったが、今回の「自治会バス」に代わる事業は見当たらない。この事業は住民主導であり、自助・公助・共助の観点からも、地域に納得していただければ最小の経費で最大の効果が見込まれる。是非、本町にも導入していただきたい。

今後も総務厚生委員会には、調査結果を踏まえ継続して地域住民へ情報提供を続け、「自治会バス」事業が実現できるよう努力を続けられたい。次ページをお願いします。

次に、消防行政の現状についての報告を行います。

総務厚生委員会調査報告。

1. 件名、消防行政の現状について。
2. 期日、平成28年3月18日から平成29年6月2日。
3. 場所、第1・3委員会室等。
4. 審査の経過と概要。

(1) 第1回委員会（平成28年5月24日）出席者：委員全員、議長、事務局書記、消防団正副団長、各分団長、防災交通係長。消防団と意見交換会を行った。

消防団からの主な意見。

- ・消防団に入るメリットをつくってほしい。
- ・消防団員の出席率向上のためにも手当等を充実させてほしい。
- ・団員の確保は非常に深刻な問題である。

(2) 第2回委員会（平成28年6月22日）出席者：委員全員、事務局長。消防団との意見交換の内容を検証し、視察先の選定・協議を行った。

(3) 第3回委員会（平成28年7月6日）出席者：委員全員、議長、事務局書記。視察先への質問内容等を協議した。

(4) 行政視察調査。熊本県玉名市（平成28年8月29日）視察内容については平成28年9月定例会にて報告しております。

(5) 第4回委員会（平成28年10月7日）出席者：委員全員、議長、事務局長。視察内容の検証を行った。

(6) 第5回委員会（平成28年10月17日）出席者：委員全員、議長、事務局長、総務課長、防災交通係長。県消防協会が行う「消防団員応援

の店」について担当課より説明を受けた。

(7) 第6回委員会(平成29年3月30日)出席者:委員全員、議長、事務局長。今後の調査内容を協議した。

(8) 第7回委員会(平成29年5月23日)出席者:委員全員、議長、事務局長、総務課長、防災交通係長。本町での「消防団員応援の店」事業の進捗状況を担当課より説明を受け、委員会調査報告書の内容について協議した。

(9) 第8回委員会(平成29年6月2日)出席者:委員全員、事務局長。委員会調査報告書を作成した。

5. まとめと意見

消防行政の現状に関しては全8回の委員会と玉名市への視察調査を行った。「消防団員応援の店」事業は、「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行い、地域の安全を守るために大きな役割を果たしている消防団員に対し、士気の高揚と新規入団者の確保を図ることが目的である。

まずは、県の消防協会が実施する事業の成果を見守るということで委員会内での意見は集約した。今後は、県事業の進展を見守りながら、町独自で消防団員への支援もできないか調査研究を続けられたい。以上報告といたします。2年間お世話になりました。ありがとうございました。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:19)

議 長 次に、日程第6、産業建設文教委員会調査報告を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 おはようございます。産業建設文教委員会の閉会中の調査事項については、すでに議長あて報告書を提出いたしております。報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

平成29年6月6日。川棚町議会議長初手安幸様。産業建設文教委員会委

員長山口隆。委員会調査報告書。本委員会の調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。めくっていただければと思います。

産業建設文教委員会調査報告。

1. 件名、本町の第1次産業（農林水産業・採石業）の現状と課題について。

2. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。日時、平成28年8月8日（月曜日）。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記。閉会中の調査事項について、内容・方法などについて協議した。

(2) 第2回委員会。日時、平成28年9月1日（木曜日）。場所、第2委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記、農林水産課長、農林水産係長、ダム対策室長、ダム対策室係長。農林水産課及びダム対策室と意見交換をした。

主な内容。

(1) 農林水産課。

①農業について。「農業後継者」「中間管理機構を活用した農地の集約状況」「耕作放棄地の解消」「有害鳥獣被害対策」「地産地消の取り組み」「新規就農者の現況」等について意見交換を行った。

農業後継者については、専業農家（49戸）では後継者の就農または法人化等により確保され、生産性の向上に繋がっている。しかし、主に水稻栽培を行っている兼業・高齢農家については、米価の動向によっては離農することが懸念される。

耕作放棄地については、有害鳥獣被害による農家の意欲低下等の要因等もあり、各種の有害鳥獣対策を講じる必要がある。

地産地消については、新鮮市場との連携が必要であるが、農家は基本的に農協に全量出荷するため個別出荷ができないので、購買者が希望する品揃えが難しい。今後の検討課題である。

②漁業について。「稚ナマコの放流効果」「漁業後継者」等について意見交換を行った。

ナマコの水揚げ量については、平成25年の赤潮による被害から平成27

年度以降回復しており「稚ナマコ放流」の効果と思われる。

若年層の漁業後継者がほとんどいない状況で、当面は準組合員を正組合員化することにより漁業組合の存続を図っている。

③林業について。本町の林業については、森林作業の大部分を東彼杵郡森林組合が担っているのが現状であるが、今後作業員の若返り・確保が課題である。

(2) ダム対策室。

採石公害防止協定については、平成7年（昭和52年3月締結）に石木郷に関する協定を見直し、平成21年に五反田郷・猪乗川内郷に関する協定を採石業者と締結している。

採石公害防止の取り組みについては、町主催の現地指導会（5月中旬）、石木郷主催の現地立入視察（3月、ダム対策室・住民福祉課同行）を行い、採石公害防止に努めている。

また、それ以外にも梅雨期や台風時には随時見回り等行い公害防止に努めている。

(3) 第3回委員会。日時、平成28年10月5日（水曜日）。場所、砕石組合事務所、採石場現場、レストラン「マユミ」。出席者、委員全員、議長、事務局書記、砕石組合理事長、採石業者（(株)マユミ、(株)古賀建設、旭砕石(株)）。採石場の現場視察及び川棚地区砕石組合と意見交換をした。

主な内容。

①本町の採石業の現状について。出荷量については、2社体制（マユミ、古賀建設）になった平成13年以降30数万m³で安定している。主な出荷先は郡内、佐世保市、大村市、諫早市、伊万里市等の土木建設業、生コン業者、舗装業者等である。

ダンプの通行量は、314台（1日当、片道）である。従業員については、2社で77名中、本町在住者は26名で雇用の場でもある。

今後の建設骨材の需要については、医療センターの建設、ゴミ焼却場の建設、基幹農道の建設、新幹線工事等に期待感を持っている。

②公害防止対策への取り組みについて。公害防止協定を川棚町と締結し、公害防止に努めている（昭和52年石木郷、平成21年五反田郷、猪乗川内郷）。

また、「地元（石木郷）と町による立入調査・意見交換会」や「県・町・地元による現地指導会」を開催し公害防止に取り組んでいる。

その他に、「道路清掃車の運行」「採掘跡地の緑化」「沈殿池設置整備」等も行っている。

（４）行政視察調査。日時、平成２８年１１月１４日（月曜日）、１５日（火曜日）。場所、福岡県添田町、大分県日田市大山町。出席者、委員全員、議長、事務局書記。平成２８年１２月１６日（金曜日）１２月定例会で報告済み。

（５）第４回委員会（農業関係機関との意見交換会）。日時、平成２８年１２月１３日（火曜日）。場所、陽花亭。出席者、委員全員、議長、事務局書記。認定農業者、農業委員、県央振興局農林部、川棚町長、農林水産課。

（主な内容）。

①各部会（肥育牛、繁殖牛、小串トマト、露地ミカン、ハウスミカン、アスパラガス、イチゴ）の現況について説明があり、それぞれ「耕作放棄地」「有害鳥獣被害」「高齢化による担い手不足」等の課題があり、行政との連携が必要である。

②本町の農家の状況は、総農家数４１４戸、自給的農家１３６戸、販売農家２７８戸（内専業農家４８戸、第１種兼業４７戸、第２種兼業１８３戸）、販売金額１００万円以下１８８戸、１００万円から３００万円未満４３戸、３００万円以上４７戸となっている。

③議会活動による農業の現地視察の要望があった。次のページをお願いします。

（６）第５回委員会。日時、平成２９年２月１３日（月曜日）。場所、第３委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記。閉会中の調査事項について、内容・方法などについて協議した。

（７）第６回委員会。日時、平成２９年４月２４日（月曜日）午前。

場所、東彼杵郡森林組合。出席者、委員全員、議長、事務局書記、県央振興局農林部林業普及班（専門幹、技師）、東彼杵郡森林組合（谷口参事他職員）。森林組合と意見交換をした。

主な内容。

①森林組合は、森林所有者が組合員である。東彼3町も森林組合育成事業費として各60万円助成している。森林作業については、自己作業はほとんど行われてなく森林組合が実施している。事業の見直し等を行い、平成25年度から黒字経営である。

②本町の森林面積は2,138haで、総面積3,725haの57%であり、人工林は木場、岩屋、猪乗川内に集中している。森林業の従事者は、組合で37名で本町在住者は8名である。

③木材の素材生産量は組合事業4,240m³、林業公社事業383m³で、内訳は伊万里市場3,018m³、中国1,099m³、韓国66m³となっている。

④町有林は157haあり、間伐は森林組合で行うが管理は委託されていない。

⑤森林業の今後の見通しについては、「公共建築物木材利用促進法での推進」「集成材の梁、床材等への利用」「木材での高層建築の制限拡大」「木材価格上昇、需要拡大が不可欠」等の課題の解決が必要である。

(8)第7回委員会。日時、平成29年4月24日(月曜日)午後。場所、川棚漁協会館。出席者、委員全員、議長、事務局書記、浦川組合長他組合理事。川棚漁業協同組合と意見交換をした。

主な内容。

①漁協の現況については、高齢化及び後継者が皆無に近い状態で組合員が減少しており、組合の存続が厳しくなっている。

平成30年12月を目途に大村湾漁協との合併を検討中である。大村湾漁協との合併は、漁業権は従来どおりで川棚漁協の漁業活動には全く影響しないと考えられる。

合併のメリットとしては、大規模事業が可能になると考えられる。

②漁獲量(水揚げ量)については、「ナマコ」が一番安定しており、「稚ナマコ放流」の効果と考えられる。海底耕耘に加えて、川棚川河口のゴミの撤去、浚渫、既存の魚礁のヘドロの撤去が必要と思われる。

(9)第8回委員会。日時、平成29年5月15日(月曜日)。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、事務局書記。閉会中の調査事項のまとめについて協議した。

3. まとめ。

1) 採石業について。建設骨材の供給、雇用の場として地域経済の発展に寄与されており、今後も環境保全、公害防止に努めていただき更なる発展を期待したい。

地場産業の育成の観点から公共工事の確保など行政の支援も必要である。

2) 農業について。農業後継者については、専業農家では後継者の就農や法人化により確保され、生産性の向上に繋がっている。しかし、高齢者農家や兼業農家の小規模農家では、後継者不足、価格の低下等により離農が危惧される。

農業を取り巻く環境も「耕作放棄地」「有害鳥獣被害」「担い手不足」「経費（飼料代、燃料代、肥料代、農薬代等）の高騰」など厳しいものがある。

本町の基幹産業の一つとして、補助事業等をはじめ農業者の要望に応える施策が望まれる。

3) 林業について。林業については、森林作業は森林組合が行っているのが現状である。森林組合との連携を図り、森林の適切な整備を行っていく必要がある。

町有林（悠久の森）については、第5次総合計画に従い、森林の持つ多面的機能の保全に努めるとともに、自然環境・景観の保全に十分注意したレクリエーション、憩いの場の創出が望まれる。

4) 漁業について。「高齢化による後継者不足」「漁獲量の減少」「燃料の高騰」「価格下落」など漁業を取り巻く環境は厳しいものがあり、漁業のみでは生計ができないのが現状である。

ただ、本町の特産品である「ナマコ」については漁獲量、価格が安定しており、漁業者もナマコ漁に期待している。「稚ナマコ放流」事業については、今後も継続して取り組むことが望まれる。

漁業協同組合については、組合員数の減少により組合の存続が厳しくなっており、大村湾漁協との合併を検討中である。合併については、行政としての支援も必要と思われる。以上でございます。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。

(発言なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:33)

議長 次に、日程第7、議会活性化調査特別委員会調査報告を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会活性化調査特別委員長。

議会活性化調査特別委員長 委員会調査報告を行います。先日、議長あてに報告書を提出しておりますので、報告書を読み上げてご報告とさせていただきます。

平成29年6月6日。川棚町議会議長初手安幸様。議会活性化調査特別委員会委員長福田徹。委員会調査報告書。本委員会の事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。お聞きください。

議会活性化調査特別委員会調査報告。

1. 件名、議会改革及び議会活性化に関すること。
2. 期日、平成27年6月17日から平成29年4月17日。
3. 経過と概要。中間報告として平成28年9月定例会において、第1回委員会（平成27年7月17日）から第10回委員会（平成28年9月13日）の調査内容について報告を行った。

平成28年10月13・14日に福岡県大刀洗町、香春町を視察調査し12月定例会において視察調査報告を行った。

第11回委員会（平成28年11月22日）視察調査を取りまとめ、反問権、自由討議の2点をさらに調査していくこととした。

第12回委員会（平成29年1月13日）反問権については、議会の運営状況を検証し、その定義や課題について協議したが、制定の必要性について意見がまとまらず、委員会以外の議員から反問権に対する意見を聴取することとした。自由討議については、現在委員会で行っている意見交換（フリートーク）で十分議論できているとの判断になった。

全員協議会（平成29年1月27日）において、委員以外の議員から反問権についての意見を聴取した。

第13回委員会（平成29年2月10日）反問権について委員以外の議員の意見も考慮し、導入しないこととした。自由討議については、各種情報や視察において研究したが、運営方法など本町で取り入れるには課題が多く、本会議では導入しないこととした。

第14回委員会（平成29年4月17日）委員会報告の取りまとめをおこなった。

4. まとめ

前委員会からの申し送りにあった議会基本条例について先進地を参考に個別の条項を検討し、個々に必要と思われるものから調査を進めてきた。

そのうち、反問権については、制定された事例は多いものの行使された事例が少なく、制定を急ぐ必要性がないこと、委員会内で反問の内容や範囲など制約についての意見がまとまらず、また委員会以外の議員の意見も考慮し、導入しないこととした。また、自由討議については、制定された事例はあるものの形骸化し、実施そのものの実績が少ないことや運用面での課題が多いことから、導入しないこととした。

当委員会では、多くの先進地の事例を参考に調査研究してきたが、活性化策の一部でしかないと認識している。本町議会の現状に満足することなく、住民の負託にこたえられる議会であるように、これからも議会活性化に取り組んでいく必要があると考える。今後は、議員個々が議会の活性化を念頭に、日々の活動にあたられるよう期待する。以上であります。

議長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

（発言なし）

議長 よろしいですか。質疑なしと認め、報告済みといたします。

（10：39）

議長 次に、日程第8、議会広報広聴特別委員会中間報告を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会広報広聴特別委員長。

議会広報広聴特別委員長 それでは、議会広報広聴特別委員会の中間報告を行います。この報告につきましては、すでに議長あて提出いたしております。

すので、その報告書を読んで報告とさせていただきます。

平成29年6月6日。川棚町議会議長初手安幸様。議会広報広聴特別委員会委員長村井達己。委員会中間報告書。本委員会の事務調査事件について、川棚町議会会議規則第47条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

議会広報広聴特別委員会委員長中間報告。

1. 件名、議会報告会に関すること。

2. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。日時、平成29年4月12日。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長。内容、議会報告会に関すること。

(2) 第2回委員会。日時、平成29年4月27日。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長。内容、議会報告会に関すること。

(3) 議会報告会。日時、平成29年5月15日。場所①平島第二公民館、参加者45名。出席者、山口、久保田、高以良、堀池、波戸、小田、福田委員、議長、事務局長。内容、別添資料参照。場所②数石公民館、参加者18名。出席者、田口、三岳、毛利、小谷、堀田、村井委員、議長、書記。内容、別添資料参照。日時、平成29年5月18日。場所③猪乗公民館、参加者23名、出席者、山口、久保田、堀池、波戸、小田、福田委員、議長、事務局長。内容、別添資料参照。場所④大崎公民館、参加者14名、出席者、田口、三岳、堀田、小谷、高以良、村井委員、書記。内容、別添資料参照。

(4) 第3回委員会。日時、平成29年6月6日。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長。内容、議会報告会の反省と取りまとめ。

なお、2ページからの資料としておりますのは、各4会場で主に出ました質疑と答弁を記載しておりますが、これまでは読み上げることを割愛させていただきます。後程ご一読をよろしくお願いをいたします。

6. まとめ。

議会報告会は今回で6回目となり、4会場での開催となった。町民への日時、会場等の周知については、議会だよりへの掲載、防災無線での2回の呼びかけをはじめ、全地区への回覧板、開催会場4地区周辺に議員による戸別

ビラの配布などを行った。結果、4会場で100名の参加者があり、女性の参加もこれまで以上に多くみられた。しかし若者の参加がまだ少なく、今後の課題でもある。

内容としては、平成29年度予算や議会のしくみ等を簡単に説明し、多くの時間を町民との意見交換に充てた。参加者からの質問や意見は、生活に密着した意見や地元からの要望が主なものであったが、新庁舎建設、企業誘致への期待や基幹農道、東彼杵道路の早期完成を望む声も多くあった。

また、町の活性化、人口減少、少子高齢化、国保税増税に対する不安など本町の将来的な課題を心配される意見も聞かれた。議会としてもこのような意見を真摯に受け止め、調査研究、検討し行政等に反映させると共に、引き続き住民との対話の機会を設けるなど議会活性化に取り組み、活力ある町の発展に資するための更なる努力が必要である。

また行政、議会、町民それぞれの立場でこれまで以上に協力し、可能な限り情報の発信、共有に努めながら協働の町づくりを推進していくことが望まれる。なお、議会報告会でのアンケート結果や内容等については、その都度議会だより等で報告をする。以上であります。

議 長 これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:46)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(10:46)

(…休 憩…)

(11:00)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、日程第9、「常任委員の選任」を行います。

常任委員の選任につきましては、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

なお、同条例第7条第1項ただし書きの例外規定により、議長の常任委員

への就任を見送る取り扱いとします。

お諮りをします。常任委員の選任については、総務厚生委員に、田口一信議員、三岳昇議員、久保田和恵議員、毛利喜信議員、波戸勇則議員、高以良壽人議員、福田徹議員を、産業建設文教委員に、山口隆議員、堀田一徳議員、堀池浩議員、小谷龍一郎議員、小田成実議員、村井達己議員をそれぞれ指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしましたとおり、それぞれ常任委員に選任することに決定をいたしました。

(1 1 : 0 1)

議 _____ **長** 常任委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれ1人を委員会において互選することとなっております。この後、休憩をいたしますので、それぞれに委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選していただきます。

また、正副委員長の決定後、議会運営委員3名及び都市計画審議会委員2名の推薦もお願いいたします。正副委員長及び議会運営委員候補者等が決定をしましたら、委員長から報告をお願いします。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 0 2)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 2)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** 常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

総務厚生委員長に波戸勇則委員、副委員長に高以良壽人委員。産業建設文教委員長に小谷龍一郎委員、副委員長に小田成実委員。以上のとおりであります。

議 _____ **長** 次に、日程第10、議会運営委員の選任を行います。

委員会条例第4条の2により、定数は6人となっております。議会運営委

員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りをいたします。議会運営委員の選任については、三岳昇議員、福田徹議員、波戸勇則議員、山口隆議員、堀池浩議員、小谷龍一郎議員を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました議員を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

(1 1 : 1 4)

議 _____ **長** この後、休憩をいたしますので、委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。正副委員長が決定しましたら、委員長から報告願います。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 1 4)

(…休 憩…)

(1 1 : 3 0)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

委員長に三岳昇委員、副委員長に福田徹委員。以上のとおりであります。

議 _____ **長** 次に、日程第11、選挙第1号「東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙」を行います。

東彼地区保健福祉組合議会議長より、組合議員のうち、毛利喜信議員及び波戸勇則議員から組合議員の辞職願が平成29年6月8日に提出をされ、同14日付で許可した旨の通知があつております。したがって、欠員2名の東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長の方において指名することにしたと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名をすることに決定をいたしました。

東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙による議員に、波戸勇則議員及び高以良壽人議員を指名をいたします。

お諮りをいたします。ただいま、議長において指名しました議員を、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙の当選人とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙において、波戸勇則議員及び高以良壽人議員が当選をされました。

ただいま、東彼地区保健福祉組合議会議員に当選をされました波戸勇則議員及び高以良壽人議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(1 1 : 3 3)

議 長 なお、この他に町長から依頼がありました川棚町都市計画審議会委員について、お諮りをいたします。

川棚町都市計画審議会委員に田口一信議員、久保田和恵議員、堀田一徳議員及び小田成実議員を推薦したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました議員を川棚町都市計画審議会委員に推薦することに決定をいたしました。

(1 1 : 3 3)

議 長 ここで報告をいたします。議会だより編集特別委員会においては、本日開催の委員会におきまして、小谷委員長及び波戸副委員長の辞任の許可がなされ、新委員長に堀田委員、副委員長に堀池委員をそれぞれ互選された旨、報告を受けておりますので、ここで報告をいたします。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 3 4)

(…休 憩…)

(1 1 : 3 9)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 報告をいたします。議会広報広聴特別委員会においては、本日開催の委員会におきまして、小谷副委員長の辞任の許可がなされ、新たに、堀田委員を副委員長に互選された旨、報告を受けております。以上でございます。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 3 9)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 日程第 1 2、同意第 2 号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」から、日程第 2 4、同意第 1 4 号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までを、川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 同意第 2 号から同意第 1 4 号までの「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」につきましても、ただいま一括議題とされましたので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

川棚町農業委員会委員の選任につきましては、これまで公職選挙法に準じ、公選により選任されておりましたが、農業委員会等に関する法律の一部改正により公選制が廃止となり、次の任期から首長が議会の同意を得て任命することにされたところであります。現在、現職であります農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了を迎えることから、新制度による農業委員会委員を選任する必要が生じたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、本議会に提案するものであります。川棚町農業委員会委員の定数は、川棚町農業委員会委員及び川棚町農地利用適正化推進委員の定数を定める条例第2条の規定により13人であります。そこで、13人の委員の任命について同意を求めるものであります。以上を提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、農林水産課長に説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それではご説明いたします。別紙をご覧くださいというふうに思います。別紙の端に一覧番号を1番から13番まで付していますが、この度、農業委員会に関する法律第9条に基づき、候補者の推薦を求めたところ、13名の推薦があったところであり、川棚町農業委員会委員及び川棚町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条に規定する定数と同数であります。

同意を求める候補者の住所、氏名、生年月日は、1番、住所、中組郷46番地。氏名、水谷博美、生年月日、昭和21年9月27日、28日、すみません、間違えました。昭和21年9月28日。2番、五反田郷181番地、立石健吾、昭和29年7月1日生まれ。3番、中山郷1387番地、吉岡致、昭和27年12月19日生まれ。4番、小串郷730番地、吉崎忠敏、昭和25年12月30日生まれ。5番、五反田郷967番地、田中肇、昭和27年6月20日生まれ。6番、下組郷896番地、尾田信彦、昭和37年11月30日生まれ。7番、上組郷31番地、園田義和、昭和28年2月23日生まれ。8番、百津郷1203番地1、入舩寛治、昭和25年4月11日生まれ。9番、新谷郷491番地、寺井理治、昭和21年5月30日生まれ。10番、石木郷457番地、石木新一、昭和24年2月23日生まれ。11番、上組郷821番地、原清子、昭和27年1月11日生まれ。12

番、木場郷 1 2 2 3 番地、中野薫、昭和 2 4 年 3 月 9 日生まれ。1 3 番、中組郷 1 2 2 0 番地 2 4、1 2 9 0 番地 2 4、失礼しました。山中美由紀、昭和 3 3 年 7 月 1 9 日生まれであります。

1 3 名の届出者につきましては、川棚町農業委員会委員候補者評価委員会の評価を受け、同委員会から町長に対し意見書の提出がなされております。

評価委員会では川棚町農業委員会委員の選任に関する規則第 3 条に規定する、農業委員に推薦を受ける者及び募集に応募する者の条件として、町内に住所を有すること、町が設置する他の付属機関の委員でないこと及び町職員でないことを条件に適しているか評価が行なわれています。また、農業委員会に関する法律第 8 条第 4 項に規定する欠格者でないこと、同条第 5 項に規定する農業委員の過半数を認定農業者が占めなければならないこと、同条第 6 項に規定する農業に関する識見を有する者等が、農業委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しないこと、同条第 7 項に規定する委員の年齢、性別等に著しく隔たりがないことなど、法律に規定する要件に抵触していないかについても評価が行なわれております。その結果、川棚町農業委員会委員の選任に関する規則第 3 条及び農業委員会等に関する法律第 8 条の規定に抵触しておらず、1 3 人全員が農業委員会委員として適任であるとの評価が得られていますので、提案するものであります。以上提案いたしますので、ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから、一括して質疑を行います。質疑の際は、「同意第何号」と明確にしてから発言ください。田口議員。

2 番 田 口 1 点お聞きします。全体についてですが、今説明をいただきましたこの一覧表の左から 2 番目のところの欄に「推薦・応募の別」という欄があるんですが、全員推薦なんですけれども、その推薦というものは誰が推薦をしたのかということと、その推薦をするというふうな手続きについてはどのように決まっているのか。たぶんその選任規則、今言われた選任規則あたりでこういうふうにするのか決まっているんだろうと思うんですけども、その手続きはどういうふうになっているのかということをお聞きいたします。

もうちょっと補足的に言いますと、推薦と言っても誰かから、あるいはどういう団体から推薦をせろとかいうふうなことが決まっておかないと、誰で

も推薦をできるとなったら応募と変わらないことになるのでですね、一定のこの範囲からの推薦というものが決まっているのではないかなど。なんていう団体からの推薦があるとか、そこら辺がどうなっているのかなどと思ひましてお聞きした次第です。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 お答えいたします。農業委員の推薦にあたっては次の手続きを経るということで、まず、農業者からの推薦につきましては、農業者2名以上が連名し、当該農業者の代表が川棚町農業委員会委員候補者推薦届出書を町長に提出するというようになっております。農業者を組織する団体、またはその他関係団体からの推薦は、当該団体等、または組織の代表者が推薦届出書を町長に提出するというふうなことになっております。

議 _____ **長** よろしいですか。

2 番 田 口 はい。

議 _____ **長** 答弁はありますか。農林水産課長。

農林水産課長 その前の分ですね。農業委員会に関する法律第9条で、市町村長は委員を任命しようとする時は、農業者を組織する団体、その他の関係者に対し候補者の推薦を求めると共に、委員になろうとする者の募集をしなければならないというふうに規定をされております。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 全般的なことについて質問いたします。まず、選考にあつての、先程説明にありました、農業委員候補者評価委員会というところの答申を受けての決定ということでしたけれど、委員会には副町長をはじめ、県の課長さん、総務課長、それと農業経営に精通した若干名とありますが、何名ほどをお願いされて、開催された回数と言いますか、その会議の経過をお聞きしたいと思ひます。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 お答えいたします。農業者若干名につきましては、1名の方をお願いしております。評価委員会の開催回数は1回であります。以上です。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 続けて質問します。一覧表で資料としていただいたものの中

に、先程の説明の中でも触れておられましたけれど、農業委員としての経験とか、地域の実情に精通した者、利害関係のない者という項目で評価がされていますが、その人数的な割合というのが決まっているのか、いないのか。また、その根拠と言いますか、そこを1つお聞きするのと。

農業委員の選任規則、それによりますと、推薦を受けている状況、並びに応募があった状況についてホームページで中間報告、並びに最終報告をするというふうに定められておりますが、ホームページを先日見たところ、4月上旬に最終的な報告は行う旨が載っていますが、その結果そのものが出ておりませんでしたので、そこら辺の事情、また、中間報告であれば、その中間報告が載っております分の日時ですね、いつ中間報告されたのか、そこが載ってませんので、そこら辺の事情をお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 お答えいたします。まず最初の人数の件ですけれども、13人のうち認定農業者が過半数以上となっております。それと、農業に関する識見を有する者等が農業委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者を1名以上というふうな規定になっております。

中間報告及び最終報告につきましては、ホームページには載せておりません。告示をして報告という形をしております。以上です。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 最終報告は告示をしてから載せるということですが、それは議会を経た後ということになるのではないかと思います。ホームページには4月上旬に載せるというふうに載っているわけですから、そこら辺が整合性がないんじゃないかなと思います。

3 番 三 岳 議長、休憩を求めます。

議 _____ **長** それではここで、しばらく休憩いたします。

(1 3 : 2 2)

(…休 憩…)

(1 3 : 3 3)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。農林水産課長。

農林水産課長 ただいまの公表の件でございますけれども、私の勘違いでございまして、中間の公表はしてございましたけれども、最終的な公表をしてお

りませんでした。申し訳ありませんでした。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。私は、この一覧表の12、13に記載をしています、利害関係を有しない者という表現があるわけですが、これは法改正の時に聞けばよかったんでしょうけども、これは何に対して利害関係と、その利害関係という言葉がですね、どういう含みがあるのかお尋ねをしたいと思います。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 簡単に言えば、農業をされていない方というふうなことで、農業と、農業委員会の所掌に関係がない方ということになります。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 この方達の場合ですね、推薦という形になっておりますが、先程、農業者の方からの推薦とか、そういう言葉が出ておりましたが、この方達はどなたが推薦という形を取られたんでしょうか。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 12番の方は、木場の農業者の方からの推薦であります。13番の方は、中組の農業者の方と木場の農業者の方からの推薦であります。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。討論の際は、「同意第何号」と明確にしてから、発言をお願いいたします。まず、本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」から、同意第14号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までの採決を行います。

お諮りします。本件については、13件を一括して採決することに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。この採決は、起立によって行います。本件は、13件を一括して、同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって、同意第2号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」から、同意第14号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までは、同意することに決定をいたしました。

(13 : 38)

議 _____ **長** 次に、日程第25、承認第1号「専決処分の承認（平成28年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」を議題といたします。

本件について説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 承認第1号「専決処分の承認（平成28年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、専決処分いたしました「平成28年度川棚町一般会計補正予算（第

5回)」の内容であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,675万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を58億8,707万4,000円にしたものであります。繰越明許費につきましては、今回新たに光ブロードバンド基盤整備事業他6件を繰越しております。その内容は第2表、繰越明許費補正のとおりであります。この補正予算につきましては、平成28年度の年度内に議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付、専決処分第1号におきまして補正を行ったものであります。そこで、この専決処分につきまして、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるところであります。詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、内容についてご説明いたします。第2表繰越明許費と第3表地方債補正は、後程、説明させていただくということでご了解願ひまして、事項別明細書の歳出からご説明いたします。なお、今回の補正予算は3月末時点におきまして、決算を見込んだ上での不用額を減額したものが大半を占めております。また、補助事業等の事業費決定に合わせた増減が数多くを占めております。そうした決算見込みに合わせた減額調整、または些細な増額などにつきましては簡略に説明させていただきたいと思ひますので、あらかじめご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは歳出からご説明いたします。49ページ、50ページをお開きください。

まず、2款総務費であります。1項1目一般管理費、説明欄にありますように、一般管理費、庁舎管理費、これは実績に見合わせて不用額を減額したものであります。次に、3目財政管理費、こちらも決算に見合わせた減額であります。内容としましては、ふるさと納税返礼品の委託料の減であります。4目会計管理費、こちらは会計管理費40万の減、コンビニ収納手数料の減額であります。続きまして、5目財産管理費であります。これは財源内訳の異動でございます。6目企画費であります。説明欄の一般企画費60万の減であります。これは19節町づくり団体補助金の実績に見合わせた

減額であります。ふるさと創生基金費6万の増は、寄附が生じたことによる積立金であります。7目情報通信基盤整備事業費、こちらは財源内訳の異動であります。8目電算管理費、説明欄の社会保障・税番号制度導入費とありますが、これはシステム改修等の委託料の減であります。9目地域づくり事業費、結婚新生活支援事業費756万の減額であります。こちらは補助金の実績に見合わせた減額であります。11目諸費、生きいきタクシー助成事業費であります。こちら19節不用額50万の減であります。熊本地震支援事業費であります。内訳としましては、9節旅費の30万の減額、28節繰出金40万の減であります。16目土地開発基金費であります。これは財源内訳の異動で、補正であります。次のページをお願いいたします。17目役場庁舎建設基金費であります。これも財源内訳の補正でございます。21目移住・定住促進事業費であります。こちらは長崎移住サポートセンターの負担金の減、実績に合わせた減であります。2項2目賦課徴収費の70万の減。これは町税等の町税過誤納還付金の減額であります。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目、説明欄に書かれております母子福祉医療費であります。これは14節20万の減額、そして20節扶助費の50万の減額であります。次に、地域福祉基金費、これは19節補助金の減、3万円と25節積立金の追加、合わせて相殺しまして19万9,000円の増であります。福祉のまちづくり推進事業費であります。これは住宅改造補助の減であります。次に、国民健康保険事業費であります。内訳としましては、内容としましては国民健康保険特別会計の補正に伴う減であります。

内訳としましては、全て28節繰出金であります。助産費等にかかる繰出金が28万円、そして財源不足を補うための繰出金6,000万の減であります。当初、国民健康保険事業におきまして、財源不足が生じるということで、繰出金6,000万を予定しておりましたが、今回繰出しが不要であると判断されましたので、全額減額としたものであります。次に、介護保険事業費であります。こちらは介護保険特別会計の補正に伴う28節繰出金の減額であります。臨時福祉給付金支給事業費、そして年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費、こちらはいずれも交付実績に見合わせた支給額の減額であります。続きまして2目障害者福祉費に移ります。説明欄の補装具給

付費、そして更生医療給付費、次の福祉医療費、こちらはいずれも20節扶助費の不用額の減であります。社会福祉サービス事業費であります。これはまず19節補助の790万円の減額、そして20節扶助費、こちらが10万円の減、合わせて800万の減となっております。地域生活支援事業費、こちらは13節が110万円の減額、19節が435万4,000円の減額、そして20節扶助費の減が110万円、合わせて655万4,000円の減であります。育成医療給付費であります。こちらは20節扶助費の減額だけであります。障害児福祉給付費、こちらは19節補助250万の減、そして20節扶助費の10万の減であります。次のページをお願いいたします。3目老人福祉費であります。老人福祉費、内訳としましては13節が25万円の減額、19節補助が10万円の減額、20節扶助費が10万円の減となっております。養護老人保護措置費であります。こちらは13節のみの315万円の減であります。5目国民年金事務費は財源内訳の補正であります。2項1目児童福祉総務費であります。放課後児童健全育成事業であります。こちらはまず13節に61万7,000円減、そして19節補助金の減が49万9,000円となっております。次世代育成支援対策事業費、こちらは19節の減のみであります。次の子ども・子育て支援事業費、これも19節の補助金の減だけであります。2目児童措置費、説明欄の保育所等給付費であります。こちらは保育所等への不用額の減でございます。次のページをお願いいたします。

4款衛生費です。1項1目保健衛生総務費であります。まず母子保健事業費、これは12節役務費の減であります。200万円、そして19節補助の減が40万円あります。そして未熟児養育事業費であります。これは20節の扶助費の減であります。4目健康増進費、健康教育費、これはしおさいの湯健康いきいき利用券の不用額の減であります。次に2項1目塵芥処理費、そして2目のし尿処理費であります。こちらはいずれも東彼地区保健福祉組合の負担金の減でございます。3項1目公害対策費、こちらは財源内訳の補正であります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費、農業振興費25万円の減、こちらは19節補助金の減であります。そして農地中間管理事業費、こちらは7節賃金の減であります。次に5目農地費、農道新設改良事業費で

ありますが、こちらも補助の減でございます。3項3目漁港建設費であります。こちらは財源内訳の補正となっております。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項3目、失礼しました、1項4目の観光施設整備基金費であります。これは寄附を積立金に充てるものでございます。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。2項3目の道路新設改良費であります。こちらは分筆登記申請業務等の委託料の減額であります。5項3目公共下水道費であります。こちらは特別会計の補正に伴う繰出金の減であります。6項1目住宅管理費、こちらは町営住宅の改修工事に伴う工事請負費の減額であります。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項3目消防施設費であります。施設管理費の修繕、光熱費等の減額であります。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費、こちらは寄附金につきまして、これを奨学資金貸付基金へ積み立てを行うものでございます。5項1目社会教育総務費、人づくり、文化スポーツ振興費であります。こちらにも寄附金をこの人づくり、文化スポーツ振興基金へ積み立てを行うものであります。2目の公民館費、こちらは財源内訳の補正であります。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費、災害復旧費であります。これは実績に見合わせた工事請負費の減額であります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。予備費につきましては、歳入歳出見合いによる調整を行まして、4,339万9,000円の増額を行っております。

それでは歳入に移りますので、9ページ、10ページをお願いいたします。

まず、1款町税であります。1項1目個人、こちらは退職所得分におきまして増がっておりますので、実績に見合わせて増額を行っております。次の1目法人、これも法人税の税割分に増が生じておりますので、実績に見合わせて増額を行っております。それでは次のページをお願いいたします。

2款地方譲与税であります。2款地方譲与税から25ページの10款交通

安全対策特別交付金までにつきましては、3月に入ってから決定額が示された譲与税、あるいは交付金について一律に決定どおりの補正を行ったものがございます。いずれも特定財源ではない一般財源であり、歳出との関連もございませんので、これらにつきましては、補正額についてそれぞれご確認をいただくということで、説明は省略ということで、ご了解いただきたいと思います。それでは27ページに移ります。

11款分担金及び負担金であります。1項1目民生費負担金、養護老人ホーム入所徴収金、これも実績に見合わせた増額を行っております。4目の総務費負担金、光ブロードバンド基盤整備工事負担金であります。これも実績に見合わせた増であります。次の5目衛生費負担金、未熟児養育医療保護者負担金、これも実績に見合わせた減額でございます。次のページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料であります。1項1目総務使用料、まず川棚駅前駐車場使用料、こちらも実績に見合わせた増額であります。次の光ブロードバンド基盤使用料、こちらも実績に見合わせた増額の補正でございます。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金でございます。国庫支出金におきましては、これは補助等の決定または確定、そして事業の歳出の補正に見合わせた増減を行ったものでありますので、内容については、説明は省略とさせていただきます。

それでは35ページ14款県支出金に移ります。こちら県支出金におきましても、決定がございました補助等に対する増減の補正でございます。また、歳出に伴う補正でありますので、説明については省略ということでお願いいたします。それでは39ページに移ります。

15款財産収入であります。1項2目利子及び配当金の役場庁舎建設基金利子、これも実績に見合わせた減額であります。次の3目土地開発基金運用収入、これも基金利子が実績に見合わせた減であります。2項1目不動産売払収入、こちらは291万2,000円の増としております。これは前回の補正後に普通財産の土地の売払い、そして法定外土地の用悪水路の払下げがっておりますので、これも実績に合わせて増額を行っております。次のページをお願いいたします。

16款寄附金であります。こちらは4目農林水産業費寄附金を除いては、

すべて3月の第4回補正後の寄附の実績により増額を行ったものでありまして、寄附された方の指定によりそれぞれ振り分けを行ったものでございます。それでは4目農林水産業費寄附金でございますが、こちらは農地災害復旧事業等にかかる負担金としての寄附であります。その減額をしたものであります。次のページをお願いいたします。

17款繰入金であります。2項2目減債基金繰入金、6,200万円の減額、そして5目財政調整基金繰入金4,200万円の減額を行っております。こちらは財源不足を補うため計上しておりました基金繰入金、いわゆる基金の取り崩しでございますが、3月末時点において28年度の決算剰余金を見込みましたところ、収支の改善により、すべて解消が可能であると判断されましたので減額を行ったものであります。43ページの補正額の右の計をご覧くださいますように、基金繰入金は0ということになっております。

その上の829万4,000円の繰入金はすべて特別会計繰入金でございます。それでは次のページに移ります。

19款諸収入であります。4項4目過年度収入であります。過年度収入541万8,000円、こちらは国、県の補助金の過年度の歳入があっておりますので、実績に見合わせて増額を行ったものであります。そして5目雑入であります。こちらは説明欄に掲げております各種助成金等につきまして、実績に見合わせて増減を行ったものであります。次のページに移ります。

20款町債であります。1項3目農林水産債、そして4目土木債、7目災害復旧債でございますが、こちらはすべて説明欄に掲げているものにつきまして、それぞれの事業完了に伴い借入額が確定しましたので、実績に合わせて減額及び増額を行ったものでございます。差引510万円を減額としまして、最終的な町債の借入総額を3億3,790万円とするものであります。

以上で歳入の説明を終わりました。次に第3表地方債補正について移ります。5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更でございます。この地方債補正の表につきましては、先程ご説明しました20款町債と対応するものでありまして、この表における補正前と補正後の金額の差額、合計が47ページの補正額と一致するものであります。補正後の計の限度額をご確認いただけますが、3億

3, 790万円とするものであります。それでは1ページ戻りまして、第2表に移ります。

第2表繰越明許費補正追加でございます。繰越明許費につきましては、3月定例会第4回補正予算におきまして、2つの事業繰越についてご決定をいただいておりますが、その後に表に掲げた7つの事業繰越について追加を行ったものであります。金額につきましては記載のとおりということで、読み上げ省略いたします。そして、具体的な内容について上から順にご説明をいたします。まず光ブロードバンド基盤整備事業費につきましては、これは電柱移転に伴う光ケーブルの移設工事であります。2つ目の移住・定住促進事業費につきましては、東白石分譲地における住宅取得奨励金であります。

3つ目の保育所運営事業費につきましては、民間保育所の施設整備補助であります。4つ目の農村地域防災減災事業費につきましては、緊急避難路棚尾線にかかる工事、並びに県営事業本谷溜池改修工事にかかる負担金であります。5つ目の漁村再生交付金事業費につきましては、三越漁港整備工事であります。6つ目の社会資本整備総合交付金事業費につきましては、町道東臨港線、町道上組西部線、町道中倉線の改良事業であります。最後の災害復旧費であります。こちらは白石郷の落合地区農地災害復旧工事並びに新谷郷の尾崎地区農地災害復旧工事であります。以上7つの事業、総額2億4,167万1,000円の追加を行っております。以上が専決処分を行いました、平成28年度一般会計補正予算第5回の内容でございます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(14:03)

(…休 憩…)

(14:20)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 これから質疑を行います。久保田議員。

4番久保田 ページの50ページ、ここに結婚新生活支援事業費というのがあります。当初予算が776万1,000円でした。それで、ここに756万円が実績として使われていないということになっていきますので、どうしてこういうふうになったのか、宣伝をもっとしているのかですね。

それともう1つ54ページに、臨時福祉給付金支給事業費と、その下に年金生活者等支援臨時福祉というのがありますが、臨時福祉の方はですね、これでいけば492人分、年金の方は860人分になるんですね、この使われなかった金額を計算したらですね。これは人数の読み間違いだったのか、本当にこれだけの人が補助を放棄していらっしゃるのか、知らされていないのか、そこの2つをお尋ねします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 久保田議員のご質問にお答えします。結婚新生活支援事業でございますが、大幅な減額になっているということで、その理由をとということでございます。当初予算におきましては、43件この事業を活用していただけるだろうということで、計算式につきましては、県が示された計算式で計算したわけなんですけど、実際に事業を進めますと、実績的には1件しか申請がなかったということで、原因としましては、やはり世帯所得が300万円以下という部分がきつかったのかなというふうに分析しているところでございます。あと、宣伝につきましてはホームページ、あと広報誌、結婚の手続きに来られた時の窓口におきましてご説明をしております、特に広報誌におきましては、都度都度お知らせするようにしたところでございます。以上でございます。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのご質問について、臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の件についてご説明いたします。54ページの臨時福祉給付金支給事業につきましては、当初の予算では3,500人分予算をですね、3,000円の3,500人分ということで予算を計上したところでございます。しかし、申請書を発送した方につきましては、3,405人、このうち申請をされた方が3,032人。申請率としましては、89%ということになるかと思えます。申請書を発送した方の中にも、要件に該当しないような方も中にはいらっしゃったんじゃないかと思えますけれども、やはり金額が小さかったということも申請をされなかった部分に理由としてあるのかなと、そういう声も聞いているところでございます。なお、これにつきましては2回ほど、申請期限のですね、延長のお知らせを含めて2回ほど勧奨通知も行なっておりますけれども、こう

いった結果となっております。

あと、年金生活者等支援臨時福祉金給付事業、これにつきましては、高齢者向け給付金、それから障害者遺族年金受給、これも低所得者というようなことが前提条件となりましてですね、給付金事業を行っております。高齢者向けにつきましては、3万円の給付につきましては、当初予算では1,850人ということで計上をいたしておりましたけれども、申請書の発送につきましては1,788人分ですね、申請者につきましては1,762人、98.5%の申請となっております。また、障害遺族年金受給者につきましても、当初予算では250人分、申請書の発送につきましては214人、申請者が206人、96.3%というような結果となっております。この申請の勧奨につきましても、先程の臨時福祉給付金と同じように申請期限を延長するというお知らせと、申請を促す勧奨通知をですね、当初の申請以降2回行っております。こういった中で、こういった結果となっておりますので、不用額について減額補正をしたものでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。ないようですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号「専決処分の承認（平成28年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分の承認（平成28年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」は、承認することに決定をいたしました。

（14：27）

議 **長** 次に日程第26、承認第2号「専決処分の承認（平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第2号「専決処分の承認（平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」について、提案理由をご説明いたします。

平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,854万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,430万2,000円にしたものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので20ページ、21ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費、2項3目収納特別対策事業費及び5項1目医療費適正化特別対策事業費につきましては、歳入における県の特別調整交付金の額の決定により財源区分を調整するものであります。額の増減はございません。次のページをお願いいたします。

2 款保険給付費 1 項 1 目一般被保険者療養給付費、2 目退職被保険者等療養給付費、3 目一般被保険者療養費及び 4 項 1 目出産育児一時金につきましては、平成 28 年度保険給付費がほぼ固まりましたので、保険給付費を説明欄記載のとおりそれぞれ減額補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等 1 項 1 目後期高齢者支援金につきましては、歳入における国、県の負担分の額の決定により財源区分を調整するものであります。額の増減はございません。次のページをお願いいたします。

7 款介護納付金 1 項 1 目介護納付金につきましても、先程と同じく歳入における国、県の負担分の額の決定により財源区分を調整するものであります。額の増減はございません。次のページをお願いいたします。28 ページ、29 ページになります。

8 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費につきましても、歳入における県の特別調整交付金の額の決定により、財源区分を調整するものであります。額の増減はございません。次のページをお願いいたします。

12 款予備費 1 項 1 目予備費は、歳入歳出の見合いによるものであります。次に歳入を説明いたします。6 ページを開きください。

6 ページから 9 ページになりますが、1 款国民健康保険税 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、同じく 2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込み額に基づき、補正をしたものであります。次に、10 ページ、11 ページをお開きください。

3 款国庫支出金 1 項 1 目療養給付費等負担金及び 2 項 1 目財政調整交付金は、国からの交付決定により増額補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

4 款県支出金 2 項 1 目財政調整交付金につきましても、県の交付決定に基づき、増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

5 款療養給付費交付金 1 項 1 目療養給付費交付金は、退職者医療にかかる療養給付費交付金であり、支払基金からの交付決定額に基づき、減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

9 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、2 節助産費等繰入金は、歳出 2 款の保険給付費で説明いたしました、出産育児一時金の不用額に

伴う町負担分を減額補正したものであります。5節その他繰入金につきましては、当初予算に財源不足分として、一般会計からの繰入金6,000万円を計上しておりましたが、27年度の繰越金や国、県等からの負担金等の増に伴い、29年度への繰越金もある程度確保できる見込みであることから、一般会計からの繰入金については、すべて減額補正をすることとしております。次のページをお願いいたします。

11款諸収入1項1目一般被保険者延滞金、3項4目一般被保険者返納金は、延滞金及び過誤等による返納金を決算見込額により補正したものであります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくをお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。毛利議員。

5 番 毛利 1点お尋ねします。結果的に6,000万の繰入をしなくてよくなったということなんですけども、大きい理由がおそらく国の交付金ですね、県の交付金が足すとたぶん4,000万ぐらい増えていると思うんですけど、この辺が大きいのかなと思います。額の話でいきますと、国の交付金なんかすると1億4,000万が3,000万増えているということで2割以上増えているんですけど、当初の予定よりですね。これってやっぱりそんなに読みづらいところなんですか、この数字っていうのは。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 財源不足分の繰入をしなくてよかった理由というのが、先程説明した部分大きいところなんですけれども、詳しく説明しますと、まず28年度の当初予算におきましては、繰越金を見込まず調整をしております。27年度に約4,000万円の基金取り崩しと、8,000万円の財源不足分の繰入を行ったことによりまして、28年度への繰越金が5,800万円ほど確保できたこと、そして2つ目としては歳出における保険給付費が前年度より1億4,000万増えております。これによりまして国、県等からの負担額が歳入として増えたというところであります。もう1つ、前期高齢者の交付金など、これらの交付金などは過去の清算分を算定することによって、年度により大幅な増減の波が生じることがございます。28年度においては27年度よりひどく落ち込まなかったというところ

ろであります。それからもう1つ、県の特別調整交付金というのがあります。これは収納率を高く評価されまして、1,300万ほどの加算がされております。これらの理由によりまして今年度、単年度収支としては2,300万の黒字ということになっております。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号「専決処分の承認（平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分の承認（平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」は、承認することに決定をいたしました。

(14:38)

議 _____ **長** 次に日程第27、承認第3号「専決処分の承認（平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」を議題といたしま

す。

本件についての説明を求めます。町長。

町長 承認第3号「専決処分の承認（平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」について提案理由をご説明いたします。

平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めたものであります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ74万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,315万5,000円としたものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳入からご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、保険料収入見込額により補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

5款諸収入3項2目雑入につきましては、長寿健康増進事業、これは健康まつりになりますけれども、この事業に対する特別対策補助金の額の決定により補正をしたものであります。次に歳出を説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては、先程、歳入で説明いたしました長寿健康増進事業に対する特別対策補助金にかかる事務費等を補正したものであります。次のページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入1款保険料で説明いたしました保険料の収入見込額の増額に伴い、広域連合への納付金額を増額補正したものであります。以上

で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分の承認（平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」は、承認することに決定をいたしました。

（14：43）

議 長 次に日程第28、承認第4号「専決処分の承認（平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第4号「専決処分の承認（平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」について提案理由をご説明いたしま

す。

平成28年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるるものであります。今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ865万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ13億707万3,000円にしたものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので16、17ページをお開きください。

1款総務費1項3目認定事業費につきましては、東彼地区保健福祉組合分担金の確定に伴う減額補正であります。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費における1項1目介護サービス等諸費、2目介護予防サービス等諸費、4目高額介護サービス等費、6目特定入所者介護サービス等費につきましては、平成28年度の保険給付費の支出額が固まりましたので、説明欄記載のとおり給付費をそれぞれ減額補正したものであります。次のページをお願いいたします。

4款地域支援事業等費1項3目介護予防事業・日常生活支援総合事業費につきましては、年度内事業が終了しましたので、その事業費を減額補正したものであります。同じく、3項1目指定介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの事業所への委託料を実績見込みにより減額補正したものであります。次のページをお願いいたします。

8款予備費1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額補正をしたものであります。なお、この予備費につきましては、29年度において国、県などに清算、返還することとなる財源分も含んでおります。次に歳入をご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

3款国庫支出金2項1目調整交付金及び2目地域支援事業交付金につつま

しては、交付金額の決定に伴う補正であります。次のページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金 1 項 2 目地域支援事業支援交付金につきましては、先程と同じく交付金額の決定に伴う減額補正であります。次のページをお願いいたします。

5 款県支出金 2 項 1 目地域支援事業交付金につきましても、先程と同じく交付金額の決定に伴う減額補正であります。次のページをお願いいたします。

8 款繰入金 1 項 1 目介護給付費繰入金及び 2 項地域支援事業繰入金につきましては、平成 28 年度保険給付費及び地域支援事業費の額の確定により、町の負担分として一般会計からの繰入金に不用額が生じたので、その額を減額補正したものであります。同じく 1 項 4 目その他一般会計繰入金につきましては、歳出の 1 款総務費で説明いたしました東彼地区保健福祉組合分担金減額に伴う一般会計からの繰入金の減額補正であります。次のページをお願いいたします。

10 款諸収入 2 項 1 目介護予防サービス費収入につきましては、歳出 4 款 3 項で説明いたしました介護予防ケアプランの委託料減額に伴う減額補正であります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。久保田議員。

4 番久保田 お尋ねします。17 ページの介護認定審査費の減額ですけども、国の制度によってですね、窓口でさえ審査の時点で受けられないというか、振り分けられてしまうというような人は出ておりませんか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えいたします。窓口で申請が閉ざされていないかというか、そういったご質問だったと思いますけれども、そういった事例はありません。何らかの、介護認定に届かないような方がいらっしゃればそういった説明をして地域支援事業の方に案内するとか、そういった案内をしております。認定者数についてもですね、29 年と前年度 28 年度分を比べてもですね、増えておりますので、窓口でそういったことで閉ざしているということはありません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第4号「専決処分の承認（平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第4号「専決処分の承認（平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」は、承認することに決定をいたしました。

(14:52)

議 長 次に、日程第29、承認第5号「専決処分の承認（平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第5号「専決処分の承認（平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）」について提案理由をご説明いたし

ます。平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算の執行において補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものであります。今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,663万1,000円にしたものであります。なお、補正の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 それでは補正予算の内容についてご説明をいたします。事項別明細書でご説明いたしますので8ページ、9ページをお開きください。

歳出からご説明をいたします。

3款公債費1項公債費2目利子の説明欄1利子償還費144万3,000円の減額は、利子の償還額確定により減額補正をしたものであります。続きまして10ページ、11ページをお開きください。

4款予備費1項予備費1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額するものであります。続きまして、歳入をご説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金は、説明欄1一般会計繰入金を150万円減額したものでございます。内容につきましては歳出で説明いたしました3款の公債費及び4款予備費の減額に伴うものでございます。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第5号「専決処分の承認（平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回））」の採決を行います。

お諮ります。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分の承認（平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定をいたしました。

(14:56)

議 _____ **長** 次に日程第30、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」について提案理由をご説明いたします。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が今年3月国会で成立し、3月31日付をもって公布をされたところであります。そこで、この法律等の改正に伴いまして、川棚町税条例の一部を改正する必要性が生じてまいりましたが、法律等が原則、平成29年4月1日から施行されることになりましたので、議会を招集する時間的余裕がなく、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求める

ものでございます。改正の内容につきましては、このあと税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 _____ **長** 税務課長。

税 務 課 長 それではご説明いたします。今回の改正につきましては、只今町長が申しあげましたように、地方税法等の一部が改正されたことによるものでございます。改正の概要につきましては、先の3月定例議会最終日におきまして若干触れさせていただきましたけれども、主な改正事項につきましては、住民税関係については、配偶者控除、配偶者特別控除の見直し。軽自動車税関係につきましては、グリーン化特例の見直し。固定資産税関係につきましては、保育の受け皿整備促進のための課税標準の特例創設等でございます。説明につきましては、配布しております税改正資料、川棚町税条例の改正概要及び新旧対照表に沿ってご説明いたします。

なお、条項の整理や文言の修正については、説明を省略させていただきますのでご了承願います。それでは、新旧対照表は1ページから3ページまでの改正内容についてまずご説明いたします。資料の項番1、左の番号ですね、項番1、条例第33条の改正になります。これは法律の改正に伴い、改正したものでございまして、特定配当等及び特定株式等譲渡所得にかかる所得について、所得税と異なる課税方式により課税することができることを明確化した規定であります。

次に項番2、条例第34条の9の改正につきましては、条例第33条の改正に伴う規定の整備を行ったものであります。

次に項番3、条例第36条の2の改正につきましては、法律の改正に伴い、法人の名称を変更したものであります。

次に項番4、条例第48条、項番5、条例第50条の改正につきましては、新旧対照表では4ページから8ページであります。この改正は、法律の改正に伴い延滞金の基礎となる期間にかかる規定の整備を行ったものであります。

次に項番6、条例第61条の改正。新旧対照表は8ページから9ページにかけてでございます。この改正につきましては、法の規定の新設及び法律の改正に伴い改正するものでありまして、震災等により滅失した償却資産に代

わる償却資産に対する固定資産は、取得の日から4年度分に限り、課税標準となるべき価格の2分の1とすることを規定したものであります。

次に項番7、条例第61条の2の改正。新旧対照表は8ページ中段辺りにあります。この改正は保育の受け皿整備促進のための特例措置を規定したものでありまして、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業にかかる課税標準の特例について、わがまち特例を導入し、国基準を参酌していずれも2分の1としたものであります。

次に項番8、条例63条の2の改正でございます。新旧対照表は8ページ、9ページであります。この改正は居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションにかかる固定資産税につきまして、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直しを行ったものであります。

次に項番9、条例第63条の3、項番10、条例第74条の2、新旧対照表には9ページから11ページになります。この改正は、被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災住宅用地を住宅用地と見なす期間を2年度分から4年度分に拡充するための整備を行ったものであります。

次に項番11、条例附則第5条。新旧対照表は11ページです。この改正は法律の改正に伴い改正するもので、29年度地方税制改正の主な改正事項の1つでありますけれども、条例の改正は定義の整備のみでありまして、住民税にかかる対応は、上位法であります地方税法の改正によって行われます。

若干説明を加えますと、先程、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しと申し上げておりますけれども、例えば、これまで合計所得金額が45万円未満までが住民税33万円の配偶者特別控除を受けることができましたが、平成31年度分から90万円以下までは同額の控除を受けられることとなります。要するに、対象者となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げようとするものでありまして、また、これまで控除を受ける本人の所得制限はございませんでしたけれども、改正後は所得に応じて配偶者控除、配偶者特別控除の額が変わってくるということになります。お手元に所得金額に対する控除額について資料をお配りしておりますけれども、係で作成したものをお手元にお配りしておりますのでご確認をいただきたいと思います。先程、資料

の改正後の所得の額が1,000円となっているということで指摘がっておりますので、万を加えてください。お願いします。

次に項番12、条例附則第8条、項番13、条例附則第10条の改正につきましては、法律の改正に伴いまして新旧対照表12ページのとおり改正を行うものであります。

次に項番14、条例附則第10条の2、新旧対照表は12、13ページであります。この改正は法律の改正に伴い、改正及び新設を行うものでありまして、地方税法附則第15条の第27項が削られたことによる項ずれの整備と、都市緑地法等の一部改正による市町村条例で定める固定資産税の課税標準となるべき特例の割合を規定したものであります。

次に項番15、附則第10条の3、新旧対照表は14ページから17ページであります。この改正は法律の改正に伴い、改正するものでありまして、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとするものが提出する申告書について記載したものであります。

次に項番16、条例附則第16条、新旧対照表は17ページ下段から18ページであります。この改正は法律の改正に伴い、改正するものでありまして、軽自動車税について、燃料性能に応じて税率を軽減する、軽課する特例措置、いわゆるグリーン化特例を平成31年度課税まで2年間延長するための規定であります。

次に項番17、条例附則第16条の2、新旧対照表は19ページ。この改正は法律の改正に合わせまして、新旧対照表のとおり新設がされたものであります。

次に項番18、条例附則第16条の3、新旧対照表は19ページの下段から20ページであります。この改正は法律の改正に伴い、改正したものでありまして、特定配当等にかかる所得について、所得税と異なる課税方式により課税することができることを明確化することを規定したものであります。

次に項番19、条例附則第17条の2、新旧対照表は20ページ、21ページであります。この改正は法律の改正に伴い、改正したものでありまして、優良住宅の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例について、その適用期限を3年間延長するとした規定であります。

次に項番20、条例附則第20条の2、項番21、条例附則第20条の3第4項につきましては、法律の改正に伴い、改正したものでありまして、特例適用配当等、条約適用配当等にかかる所得について、所得税と異なる課税方式により課税することができることを明確にしたものであります。

次に項番22、条例附則第20条の3第6項、新旧対照表は23ページです。この改正は法律の改正に伴い、改正したものでありまして、条例附則第20条の3第4項の改正に伴う所要の規定の整備を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。高以良議員。

10番高以良 今、説明がありました最後の方の、資料の方の項番21と22のところで、項番の横に条約適用配当とかっていうのが21、22にあります。21のところの一番右の、条例適用配当等についていう、条例と条約とありますが、これでいいのかどうかちょっと確認ですが。

議 _____ **長** 税務課長。

税務課長 すみません、条約に訂正をしてください。よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですかね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(15 : 11)

議 **長** 次に日程第31、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について提案理由をご説明いたします。地方税法改正案が平成29年3月27日に国会で可決成立したことを受け、3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、翌4月1日から施行されたところであります。このことにより、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正しましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めます。なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正しました。

その内容についてご説明いたします。改正の概要でございますが、低所得者にかかる国民健康保険税の軽減判定所得の基準の見直しが主な改正点でございます。新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額について規定しております。第1号は改定はございませんが、7割軽減の対象となる世帯を謳っております。第2号の改正は5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を26万5,000円から27万円に引き上げ、第3号の改正は2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を48万から49万円に引き上げるもので、いずれも低所得者に対する軽減を拡大する基準の見直しを図るものであります。前のページの改正文の附則をご覧ください。

附則の第1条は、この条例の施行期日について平成29年4月1日から施行するものとしております。第2条は適用区分として平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、28年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。久保田議員。

4 番 久 保 田 お尋ねします。この軽減判定見直しでどれくらいの世帯が増えるのでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 世帯数の比較でございますけれども、これは医療、後期、それから介護と3つに分かれておりますので、それぞれ世帯数は違いますけれども、医療について報告をしたいと思います。まず、改正前の5割軽減世帯が392、2割軽減世帯が288となっております。それから軽減なしが753となっております。改正後は5割軽減世帯が398、6世帯増えております。そして2割軽減世帯が300となって、12世帯増えております。それから軽減なし世帯が753から735となり、18世帯減っているということになります。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(15 : 18)

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(15 : 18)

(…休 憩…)

(15 : 35)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** 次に日程第32、報告第1号「平成28年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 報告第1号「平成28年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」についてご報告をいたします。平成28年度川棚町一般会計補正予算第4回及び第5回におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費を定め翌年度に使用することができる経費として、ご

決定、ご承認をいただいたところではありますが、平成28年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、その内容について議会に報告するものであります。その他詳細につきましては企画財政課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、内容についてご説明いたします。3枚目の繰越明許費繰越計算書の。すみません、2枚目の計算書をご覧ください。表に掲げておりますように、表の左から順に繰り越した予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源内訳について掲げております。金額とありますのは補正予算において繰越明許費として計上した額、そして翌年度繰越額は実際に繰り越した額であります。金額につきましては、それぞれ表に掲げたとおりということで、個々の金額の読み上げは省略とさせていただきます。内容についてご説明いたします。

まず、光ブロードバンド整備事業費につきましては、電柱移転に伴う光ケーブルの移設工事であります。2つ目の移住・定住促進事業費につきましては、東白石分譲地における住宅取得奨励金であります。3つ目の戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カード交付事業であります。4つ目の保育所運営事業費につきましては、民間保育所の施設整備補助であります。

5つ目の環境衛生費につきましては、海岸漂着物等地域対策事業であります。6つ目の農村地域防災減災事業費につきましては、緊急避難路柵尾線にかかる工事並びに県営事業本谷溜池改修工事にかかる負担金であります。7つ目の漁村再生交付金事業費につきましては、三越漁港整備工事であります。8つ目の社会資本整備総合交付金事業費につきましては、町道東臨港線、町道上組西部線、町道中倉線の改良事業であります。最後の災害復旧費は、白石郷の落合地区農地災害復旧工事並びに新谷郷の尾崎地区農地災害復旧工事であります。以上9つの事業について、いずれも平成28年度一般会計補正予算第4回及び第5回の繰越明許費において掲げた金額と同額の総額2億4,328万1,000円を平成29年度に繰り越しを行ったものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(15 : 40)

議 長 次に日程第33、報告第2号「平成28年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第2号「平成28年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書」についてご報告をいたします。平成28年度川棚町水道事業会計予算の繰り越しにつきまして、地方公営企業法第26条の規定に基づき、当該年度内に支払い義務が生じなかった額につきまして、繰越計算書が作成され、川棚町水道事業から報告を受けておりますので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、その内容について議会に報告するものであります。なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、時間延長をいたします。

(15 : 41)

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは、内容についてご説明をいたします。2枚目の28年度川棚町水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。若干、条文の説明をさせていただきたいと思っております。地方公営企業法の第26条においては予算の繰越についての条文がございます。第1項では通常の繰り越し、第2項ではただし書きにより事故による繰り越しについての条文がございます。更に私共が経理をするうえで、経理の手引きというものを使って経理を行っておりますけれども、第1項について書き加えてあることが、建設改良費に限るということとされております。第2項では建設改良費に関わらず、全ての支出予算について可能というようなことで記載があるところでございます。そこで、今回の繰越計算書でございますが、上段の表には表の名称といたしま

して、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額としております。表の中の1款水道事業費用、1項営業費用にかかるものを記載しております。下段の表につきましては地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額としております。1款資本的支出1項建設改良費に関するものを記載しているところでございます。上段の表の事業名欄におきましては、石木地区上水道管布設替工事2工区、下段の表におきましては、石木地区上水道管布設替工事1工区、それに2工区を記載をしております。表の中ほどには翌年度繰越額の欄に記載しております金額が繰越額というふうになります。繰り越しとなりました原因につきましては、表の右の説明欄に記載をしておりますとおりでありますけれども、長崎県発注の一般県道の整備工事、この工期が延長されたことによりまして、本町発注の石木地区上水管布設替工事の1工区、2工区の工期を、当初では28年11月10日から29年3月24日までとしておりましたけれども、平成29年5月31日までと延長を要したことによるものでございます。以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。福田議員。

1 2 番 福 田 お尋ねします。第26条の2項は、事故による繰り越しをするものという説明がありましたが、表の上と下を見ますと、説明欄では同じ内容で事故によるものではないかと思われまので、下の建設改良費の分も2項の方の表に入っているんじゃないかなと思ったわけですがどうなのでしょう。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 これを今、2表に分けておりますけれども、上段の事故繰り越しの1表にすべてまとめた方がいいんじゃないかというふうなことで、ご質問だと思います。これにつきましては、通常の経理の仕方といたしまして、建設改良費というものは、例年といいますか、よくある、いわゆる水道企業会計で言えば4条予算でございまして、頻発とまでは言いませんけれども、よくある話でございまして、そちらの建設改良費については、通常の繰り越しをするというのが通例でございましたので、建設改良費につきましては。失礼しました、説明をもとに、最初から説明いたします。冒頭説明いたしましたように26条の1項では通常の繰り越しということでありまして、第2項

では事故による繰り越しという説明をいたしました。第1項については、建設改良費のみという限定がございますので、それについては、建設改良費でしたので通常の繰り越しということで処理をしておるところでございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 今の説明に納得できないんですけど、事故繰り越しであるならば上の2項の表に入れるべきではないのでしょうか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 建設改良費については、通常の繰り越しということで、これは事故繰り越しにするという事例などは、翌年、翌々年度にまたがるとかいう時が事故繰り越しというようなことで、そういう事故繰り越しという取扱いはございますけども、建設改良費については、通常翌年度で完了するものは通常の繰り越しをしまして、上段のものにつきましては、建設改良費ではございませんので、事故繰り越ししかありえないということで2つに分けておるところでございます。以上です。

議 長 町長。

町 長 今の質問についてちょっと補足をいたします。もっと簡単に考えてみてください。まず、今回は県の道路工事が延長されたことによって、それに伴って水道管の布設替工事をしておりました。県の工事が延長したので、やむなく町の水道管布設替工事も工期を延長したということで、4条予算、建設改良費については、繰越明許費が認められております。しかし、3条予算については、繰越明許費が認められておりません。したがって、3条予算については、事故繰越ということにしたわけでありまして、3条予算については、事故繰越ということにしたわけでありまして、以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(15:50)

議 長 次に日程第35、議案第18号「平成29年度川棚町一般会

計補正予算（第1回）」を議題と。もとい、次に日程第34、報告第3号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町長 報告第3号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」について、ご報告をいたします。川棚町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、水道料金等の債権の放棄を、平成29年3月31日付で行いましたので、同条例第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。今回は、川棚町債権管理条例が平成28年4月1日に施行されてから同条例の規定に基づき、初めて債権の放棄を行ったものであります。今回放棄を行った債権は、平成28年度に不納欠損処分を行った水道料金と、平成26年度までの各年度において不納欠損処分を行い、その都度、議会の承認をいただいていた水道料金等で、条例が未整備であったため、簿外管理として留保していたものであり、今回、同条例に基づき、債権放棄を行ったところであります。なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 水道課長。

水道課長 まず、本日は資料に誤りがございまして、差し替えをさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。それでは、詳細について説明をさせていただきます。

まず、表の説明になりますが、表の中の年度という項目でございすけども、これは不納欠損の処理を行った年度を記載をしております。一般的には、調定年度から5年を経過した年度を記載しているというような所でございす。この年度の中で27年度につきましては記載をしております。これは債権管理条例の施行が決定されていた時期でございまして、不納欠損処理を行わずに28年度において、2か年分の不納欠損の処理を行っているためでございす。

次の債権の名称につきましてでございす。これは水道料金でございまして、平成25年度だけ水道料金等としております。この等は水道料金と受託工事費がございす。その2点でございす。

件数につきましては、月々の水道料金の調定件数でございす。件数の合計欄711件とありますが、実際の対象者につきましては、185名という

こととなっております。

金額欄につきましては、債権の金額を記載をしているところでございます。平成16年、17年が突出しているところでございますけども、これは廃業をされました特定の事業者にかかるものがございまして、その事業者分といたしまして2カ年で847万1,530円となっております。26年度までの計の87.3%を占めているような状態でございます。

次に、放棄の事由の欄でございますけども、これは川棚町債権管理条例第15条各号の該当項目を記載しております。表の中に時効期間の満了とありますけども、これにつきましては15条の第1号の規定でございます。それに所在不明、国外退去というものがございます。これについては6号の規定によるものでございます。備考欄に記載しております会計処理済みという言葉でございますけども、町長の報告にありまして、平成26年度までの各年度におきまして不納欠損処理を行い、簿外管理として留保していたものでございます。債権管理条例附則第4項の規定により留保していた簿外管理債権について、債権の放棄を行ったものでございます。すでに会計処理を行った603件、小計として出しておりますけども603件、金額にして970万2,956円と、平成28年度の不納欠損処理を行いました108件、25万4,660円、合計で711件の995万7,616円について川棚町債権管理条例の規定に基づき、債権の放棄を行っております。以上が報告の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。山口議員。

1 番 山 口 ちょっと今、説明があったんですが、対象者が185名という説明だったと記憶しているわけですが、そしてこの方の分がですね、結果的に債権放棄、これはもう事務処理その他経費考えれば、これは条例でありますので、そこは問題にしようと思いませんが、現在こういう方がですね、この債権放棄をした人の中にですね、現在も給水を受けている方がおられるのかどうか。そういう方達がもしおられるとすればですね、どういうふうな対処をしていくのか。同じ現象が起こる可能性があるわけですから、そういった部分をちょっとお尋ねしたい。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 山口議員のご質問にお答えをいたします。現在も給水を受け

ている方がいらっしゃるかというようなご質問だと思いますけども、給水を実際受けておられる方はいらっしゃいません。給水を受けておられる方につきましては、少しでも支払いをしていただくというようなことで、債権放棄の対象と今していないところでございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 不納欠損処理をしたものを放棄するということですが、この28年度分については、28年度に下の108件は不納欠損処理をしたということなんでしょうけれども、その28年度の決算については、まだ議会の方で決算の承認をするのは9月なわけですので、現在この放棄せろという、放棄するというのを認めてくれると言われるのは、よいのかどうかちょっと疑問が起きますがどうなんでしょうか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 本日につきましては、3月31日に処分をいたしましたという報告でございまして、その処分をした時にいつ議会の方に報告をするかというようなことを内部で議論をいたしましたけども、速やかに報告をした方がいいのではないかというような判断の基に、本議会の方に報告をさせていただいているところでございます。以上です。

議 長 他に質疑はございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですかね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(16:00)

議 長 次に日程第35、議案第18号「平成29年度川棚町一般会計補正予算(第1回)」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 議案第18号「平成29年度川棚町一般会計補正予算(第1回)」について、提案理由をご説明いたします。今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億5,300万円にしようとするものであります。

今回の補正予算は、図書購入費として使途の指定があった教育費寄附金の追加並びに学校等の図書購入費の増額、戸籍住民基本台帳費における職員の出産に伴う代替臨時職員の賃金等の追加及び国民健康保険事業特別会計における高額療養費制度改正にかかる電算システムの改修に要する繰出金の増額について計上したものであります。補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは内容つきまして、事項別明細書によりご説明いたします。6ページをお開き下さい。

まず、歳入の16款寄附金であります。1項3目教育費寄附金であります。先程、町長から説明申し上げましたように、図書購入に充てて欲しいという意図のもとに寄附が100万円生じております。それを、100万円を補正するものでございます。次のページをお開きください。

歳出であります。2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費であります。これも町長が申し上げましたように、職員の出産に伴い代替臨時職員の社会保険料及び賃金を計上したものでございます。次のページをお願いいたします。3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費。説明欄にありますように、国民健康保険事業費14万5,000円の増額であります。内容は、国民健康保険の特別会計への繰出金でございます。こちらは高額療養費制度の改正に伴い電算システムの改修を要しておりますので、その分、一般会計から繰出金を増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。先程、歳入の折に説明いたしましたが、図書購入に充てて欲しいという意図のもとに寄附がありましたので、こちらの方に歳出として計上をしたものであります。まず、2項小学校費、1項学校管理費であります。この3小学校に20万円ずつの増額を行って、図書購入費として増額を行うものであります。同じく3目中学校費におきまして、川棚中学校管理費としまして20万円増額を行って、図書購入に充てるものであります。そして5項社会教育費の2目公民館費、図書室管理費であります。こちらにも20万円を増額しまして、図書購入に充てようとするものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。予備につきましては、歳出歳入の見合いにより調整を行って、156万2,000円の減額を行うものであります。

以上が「平成29年度一般会計補正予算（第1回）」の内容であります。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。福田議員。

12番福田 図書購入費に対する寄附金があったということで、各小学校、中学校図書室に分配をされる予定ですが、教育長にお尋ねしたいんですが、せっかくの寄附でありますので、図書の購入にあたっては、例えて言いますと郷土のものとか、平和のものとか、そういうふうな指示といいますか、そういう考えはないんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 福田議員のご質問にお答えします。寄附をされた方には、特にどの本を購入してということは指定がございませんでしたので、各学校に公平に分配しようということで、20万円ずつ各学校に図書購入費として配当しました。

議 長 福田議員。

12番福田 そういう指定がなくても、教育長としては何か、例えて言いますと、年間図書購入費予算ありますよね、そういったものの中に一緒になってしまうということなのか、せっかくなのでそういうふうな特定の教育に関するものを指定するという、そういうお考えがないのかをお聞きしたいんですけど。

議 長 教育長。

教 育 長 各学校において、図書については課題があると思うんですね。例えば絵本が足りないとか、例えば文学作品が足りないとか。ですから、学校の実態に応じて購入していただくという考えで、こちらからはあえて指定はするつもりはありません。

議 長 福田議員。

12番福田 今回、増額されましたが、当初予算の図書購入費の分から決算時には純粋に100万円が増えているということで考えていいでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 純粹に100万円増えているということで。

議 長 他に質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしを認めます。したがって、議案第18号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」は原案のとおり可決されました。

(16:08)

議 長 次に日程第36、議案第19号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 議案第19号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,726万円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので8ページ、9ページをお開きください。

1款総務費1項1目総務管理費につきましては、高額療養費制度改正に伴い電算システムの改修が必要となりましたので、その委託料を補正するものであります。なお、本改修につきましては、30万円ほどが必要となりますが、他の電算システム改修において、すでに契約済みによる執行残の予定額を差し引いた額を計上しております。次に歳入を説明いたします。前のページにお戻りください。

9款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、先程、歳出で説明いたしました電算システム改修に伴う一般会計からの繰入金を計上しているものであります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定をすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしを認めます。したがって、議案第19号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」は原案のとおり可決されました。

(16:12)

議 長 次に日程第37、議案第20号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第20号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、提案の理由をご説明いたします。今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正されたことにより、関係する条例を改正する必要性が生じたので、提案するものであります。番号法の改正は、法律第25条の次に第26条が加えられたことにより、引用している条項を繰り下げる改正と、地方公共団体が条例で定めるマイナンバーの独自利用事務について、第26条の規定により情報提供等に関する規定が準用されることとなったものであります。以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明をいたします。次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

中段より下の方になりますが、39条の2、用語の定義でございますけれども、ここの第3号でございます。第2項の次に番号法第26条において準用する場合を含む、第39条の7において同じという文言を加えておりますけれども、ここでは、今年7月から施行されます各自治体間の情報連携が開始をされることになっております。それに伴います改正でございます。

次に39条の7、失礼しました、裏面になりますね、裏面です。39条の7、訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先でありますけれども、これまで情報記録を訂正した場合は、法律第19条第7号に定める情報紹介者または情報提供者に通知をすればよいと、このようにされておりましたけれども、自治体間の情報連携が始まりますので、自治体間で情報記録を訂正した場合には、同条第8号に規定されている条例事務関係情報紹介者もしくは条例事務関係情報提供者にも通知をすることとされますので、改正するものでございます。改正本文に戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例は公布の日から施行すると、このようにいたしております。以上で説明を終わりますけれども、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第20号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(16:17)

議 長 次に日程第38、議案第21号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第21号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正されたことにより、関係する条例を改正する必要性が生じたので、提案するものであります。番号法の改正は、法律第19条第7号の次に1号が加えられたことにより、引用している条項が繰り下がったことにより改正を行うものであります、以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細については、総務課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開き願います。

今回の改正では、条例の第1条及び第5条に法律の条項を引用しております、第19条第9号につきまして町長が提案しましたように、番号法第19条第7号の次に1号が加えられたことによりまして、8号以降が1号ずつ繰り下がりましたので、引用条項を第19条第10号に改めようとするもので

ございます。このことによりまして、条文の内容が変わることはございません。改正本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行すると、このようにいたしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第21号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(16:21)

議 _____ **長** 次に日程第39、議案第22号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めま

す。町長。

町長 議案第22号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、人事院規則が一部改正されたことにより、職員の育児休業等に関する条例を改正する必要性が生じたので、提案しようとするものであります。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項中、ただし書きに規定する再度の育児休業を取得できる特別の事情、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情及び育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情を追加することの改正と、条例の一部に記載漏れがありましたので、今回の改正にあたり、条例の整理も併せて改正しようとするものであります。なお、詳細につきましては、総務課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。1ページおめくりいただいて、新旧対照表をお開き願います。

まず、第2条の2でございますけれども、先程、町長が提案理由で説明した記載漏れの部分でございます。ここでは、この2条の2を新たに1条として追加をし、育児休業法第2条第1項の条例で定めるものを規定するものがございます。ここでは養育里親である職員に里親として委託、ここは養育でもいいのかなと思うんですが、委託されております当該児童と定めるものがございます。これは法律第2条第1項の条例で定めるものがございます。

次に第2条の3につきましては、ただいま、1条を追加したことによりまして条の繰り下げを行うものがございます。

次に第3条でございますが、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情ということで、第5号におきまして、これまでの特別の事情に「保育所等の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を挿入しようとするものがございます。

次に裏面でございますが、第4条でございます。第4条でございますが、

育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情に、「育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を追加挿入しようとするものでございます。次に第9条でございますが、ここでは単純に条項の引用に誤りがございましたので、これまでの第2条第1項を第10条第1項に改めるものでございます。

次に第10条でございますが、育児休業短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を超えない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情でございますけれども、ここに「育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」と、これを挿入しようとするものでございます。特別の事情につきましては、保育所等における待機児童の事情を勘案しての改正であるものと、このように思っております。

次に改正本文に戻っていただきまして、附則施行期日でございますが、公布の日から施行することと、このように定めるものでございます。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第22号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(16:28)

議 長 次に日程第40、請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願」を議題といたします。これより紹介議員の説明を求めます。

4 番 久保田 4番、久保田和恵です。請願書を読み上げ、請願といたします。

請願第1号。2017年5月31日。川棚町議会議長初手安幸様。請願者、住所、川棚町中組郷1560-1。氏名、東彼民主商工会会長戸崎和久、事務局長朽原明浩。電話番号82-4704。紹介議員、久保田和恵です。

件名「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願」。

請願の主旨。昨年12月、第71回国連総会の全体会合で核兵器禁止条約について交渉する国連会議を今年2017年に招集することを決定する決議、(『多国間核軍備撤廃交渉の前進』)が多数(賛成113、反対35、棄権13)で採択されました。交渉会議は今年3月と6月から7月に国連本部で開かれることになりました。これは核兵器禁止条約の実現に向けた歴史的な動きです。核兵器禁止条約の交渉が開始されれば、生物毒素兵器や化学兵器など大量殺戮兵器が法的拘束力を持つ協定(条約)によって禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し廃絶する道が開かれるからで

す。

しかしながら3月の国連会議では、アメリカをはじめ核保有国や日本などは条約に反対し、会議をボイコットしました。会議は人道的な見地から核兵器を違法化する、使用、保有、開発など広く禁止するという大筋で一致。ホワイト議長（コスタリカ）は「7月7日までに条約案の採択をめざす」と述べました。

日本政府不在の一方で、被爆者や日本の市民の代表が多数参加し、禁止条約を支持したことは、諸国政府を大きく励ましました。市民社会と諸国政府の共同で条約作りが進められた点は画期的、国際政治の歴史でも特筆すべきことです。

日本政府は、核兵器全面禁止に背を向ける態度を改め、ニューヨークの国連本部で6月から開催される交渉会議に参加し、核兵器禁止・廃絶を喚起し、条約実現に努力することこそが被爆国としてふさわしい行動です。

以上、「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書を国へ提出いただくことをお願いします。

請願事項。「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書を政府に提出してください。

以上、請願いたします。

以上、提案します。ご審議の上、意見書を提出していただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 _____ **長** 久保田議員、紹介議員の席へ。質疑があります。これから質疑を行います。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議 _____ **長** ただいま議題となっております、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(16 : 34)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(16 : 35)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 小谷龍一郎

会議録署名議員 高以良壽人